



第2章 紀美野町における男女共同参画の現状と課題

1. 紀美野町における男女共同参画の現状

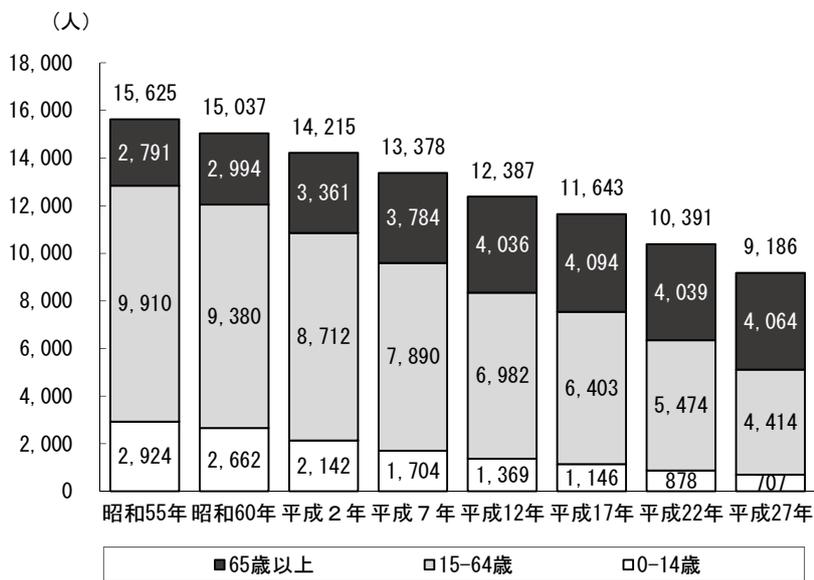
(1) 紀美野町の現状

①人口の状況

旧野上町、旧美里町が合併する前年の平成17年には11,643人でしたが、平成27年には9,186人に減少しています。特に0～14歳の年少人口の減少が目立ちます。

高齢化率も平成27年には44.2%と高い割合を示しています。

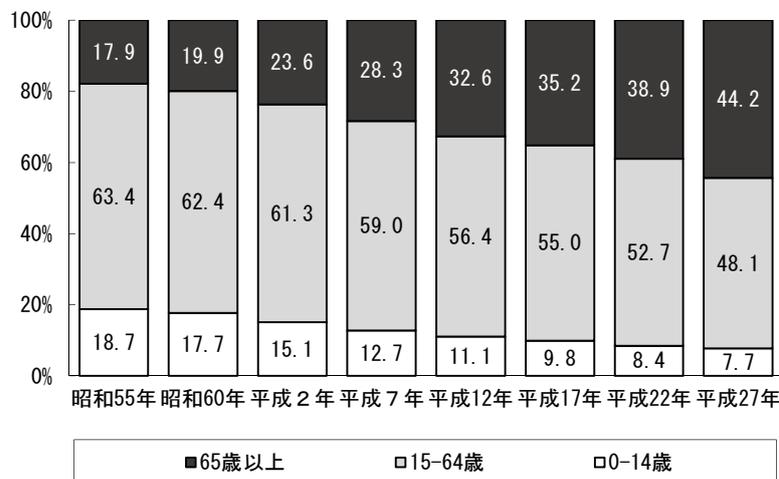
【図表1】年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

※平成17年までは、野上町、美里町の合計

【図表2】年齢3区分別人口比率の推移



資料：国勢調査

※平成17年までは、野上町、美里町の合計

②出生の状況

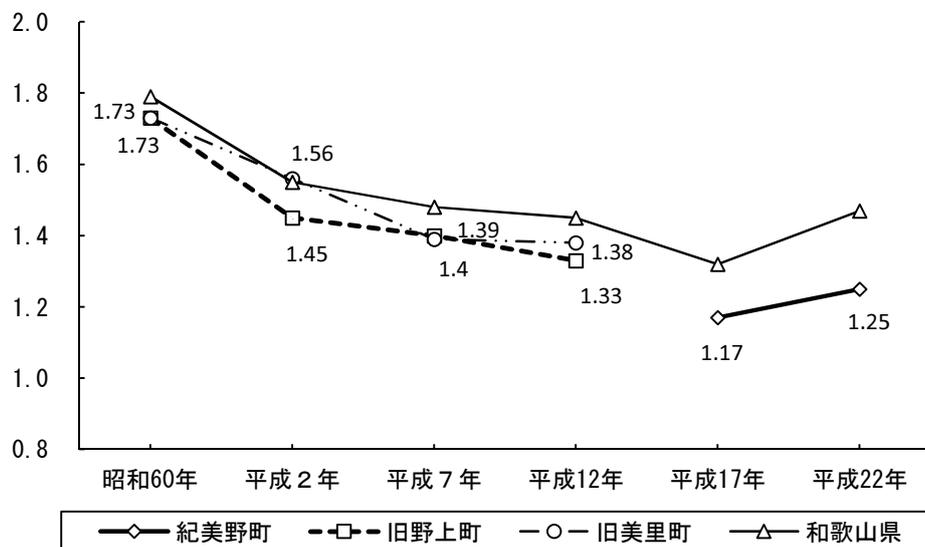
本町の合計特殊出生率*は和歌山県の平均を下回っています。

特に、本町が誕生してからは、合併前の旧野上町、旧美里町の平均を大きく下回っています。

出生・死亡の状況をみると、死亡が出生を大きく上回っています。出生数は、30~40人台で推移しています。

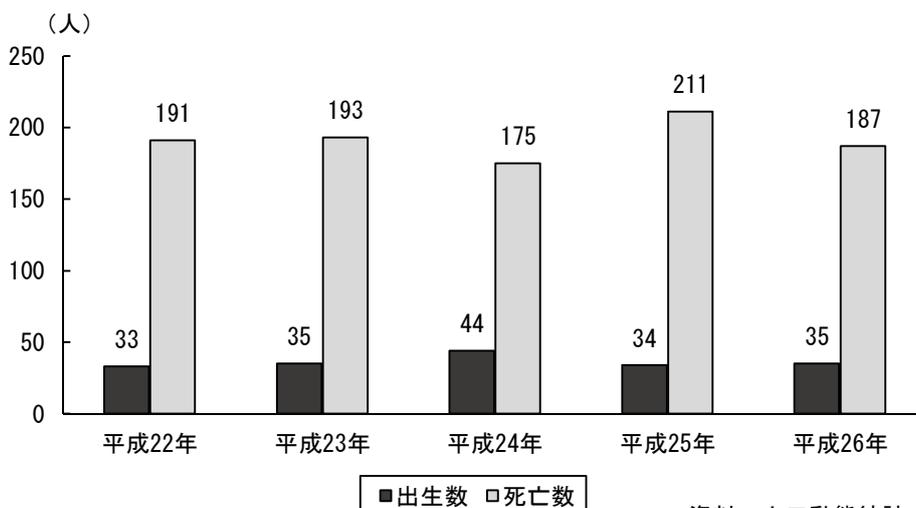
「紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成27年）（以下、住民意識調査という）」によると、子どもの数が減っている理由について、「子育てのための経済的負担が大きいから」が65.3%と最も多く、次いで「結婚年齢が高くなったり、結婚しない人が増えたから」が57.1%となっています。

【図表3】合計特殊出生率の推移



資料：人口動態保健所市町村別統計

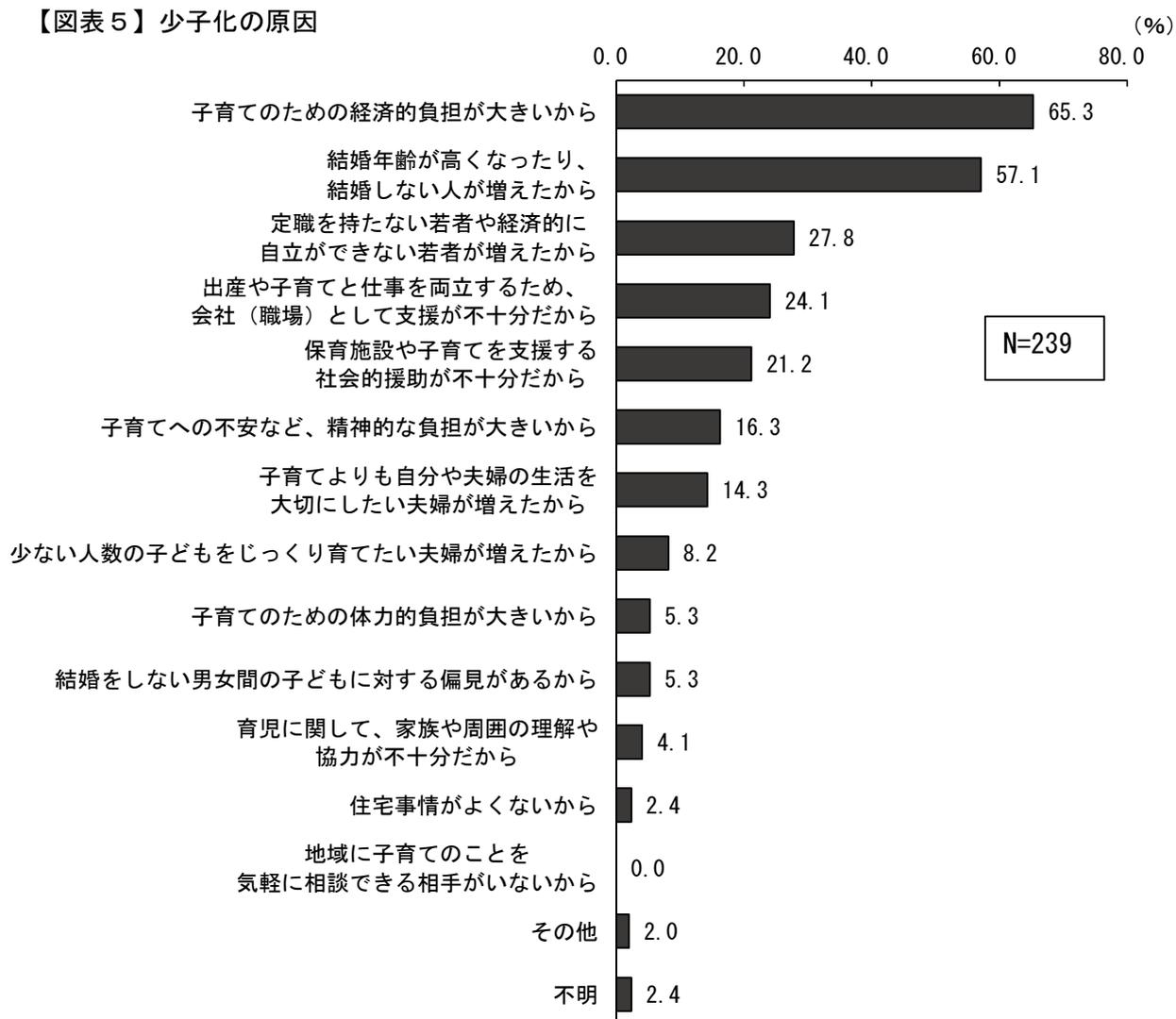
【図表4】出生・死亡数の状況



資料：人口動態統計

*合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、1人の女性が一生の間に産む平均子ども数を表します。

【図表5】少子化の原因

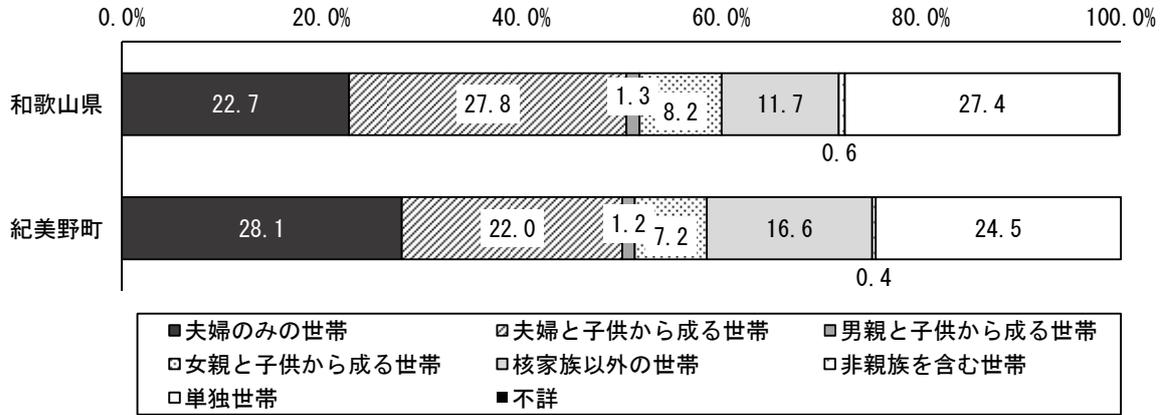


資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成27年）

③世帯・婚姻の状況

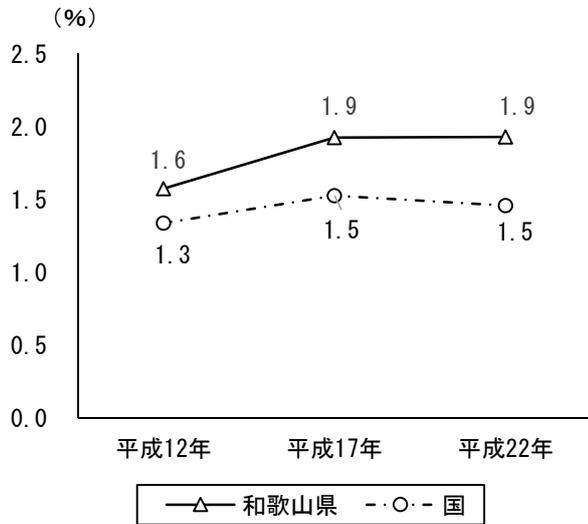
世帯の状況をみると、和歌山県全体では「夫婦と子供から成る世帯」が 27.8%と最も多いですが、本町では「夫婦のみの世帯」が 28.1%と最も多くなっています。本町の「男親と子供」「女親と子供」の世帯は、いずれも和歌山県全体より低い割合となっています。

【図表 6】世帯の状況



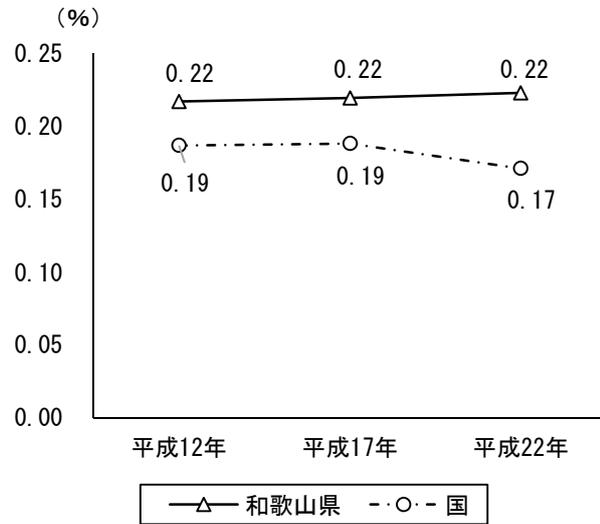
資料：国勢調査（平成 22 年）

【図表 7】母子世帯比率



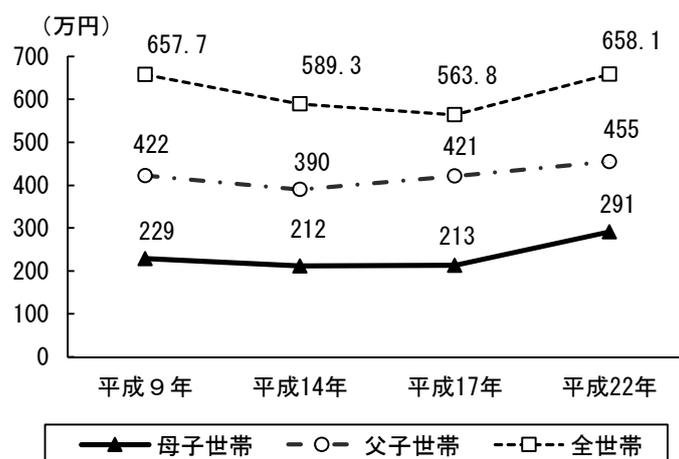
資料：国勢調査

【図表 8】父子世帯比率



資料：国勢調査

【図表 9】ひとり親世帯の収入



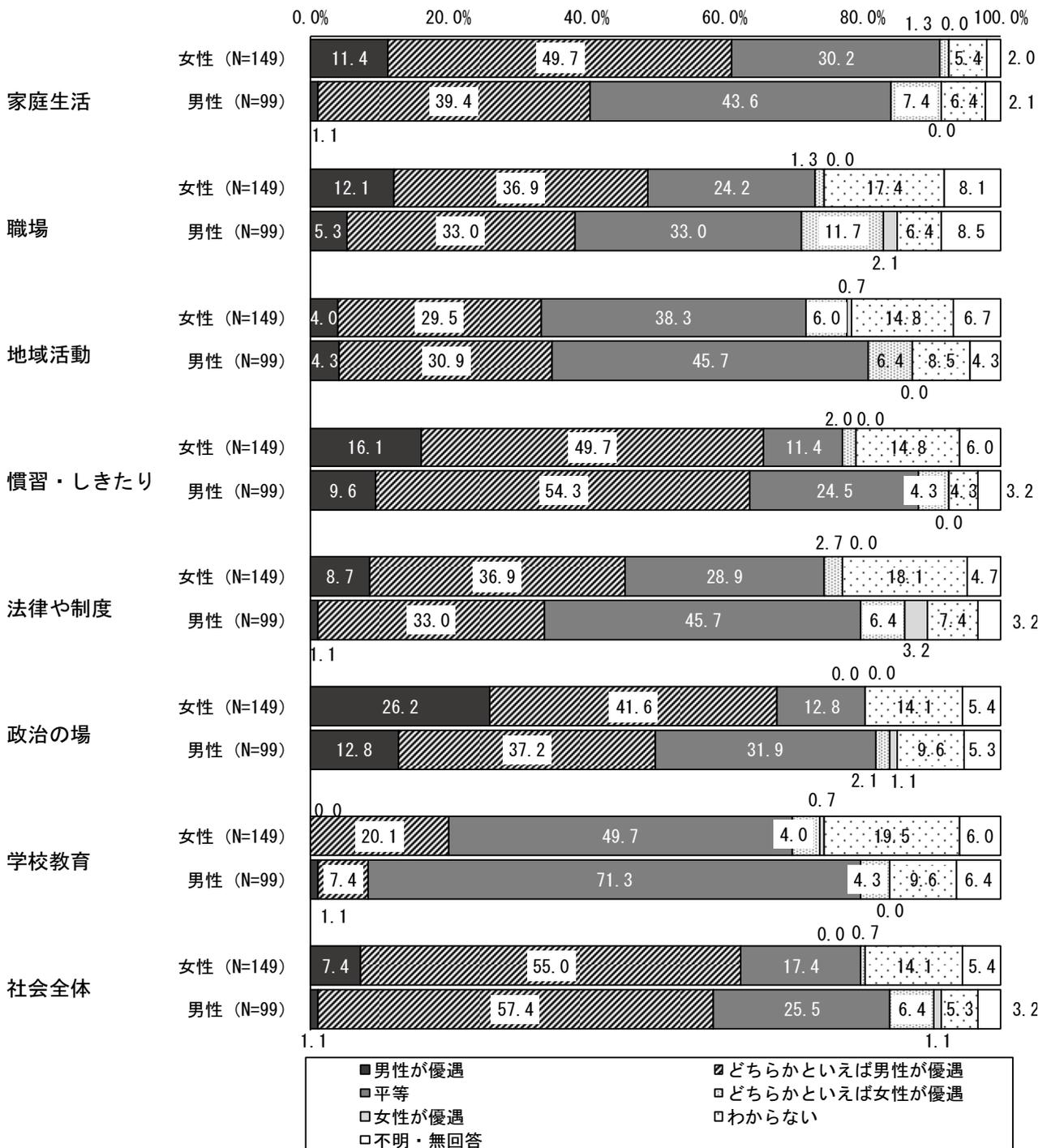
資料：全国母子世帯等調査結果報告（厚生労働省）

(2) 男女共同参画についての意識

①男女平等についての意識

住民意識調査によると、男女平等について、「慣習・しきたり」、「社会全体」、「家庭生活」「政治の場」で男性が優遇されているとする意識が強くなっています。特に、女性のほうが強く感じていることが示されています。

【図表 10】男女平等についての意識

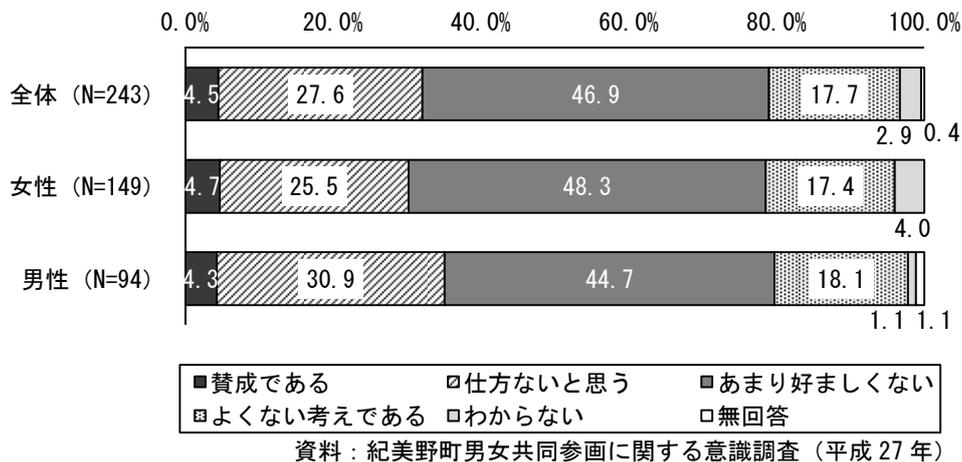


資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成 27 年）

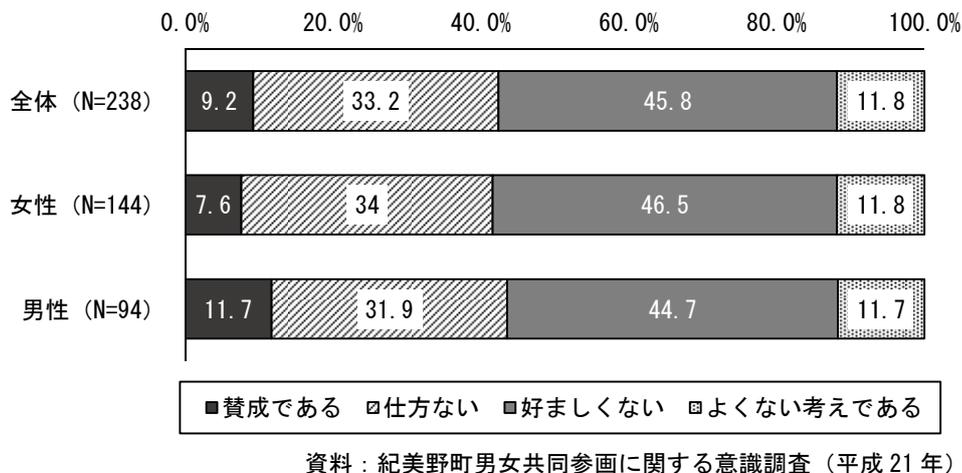
②男女の固定的な役割分担

「男は仕事、女は家庭」というような性別による役割分担について、女性の65.7%、男性の62.8%が好ましくないと回答しています。「賛成である」とする回答は、平成21年度の前回調査に比べると女性が2.9ポイント、男性が7.4ポイント減少しています。

【図表 11】 固定的な役割分担



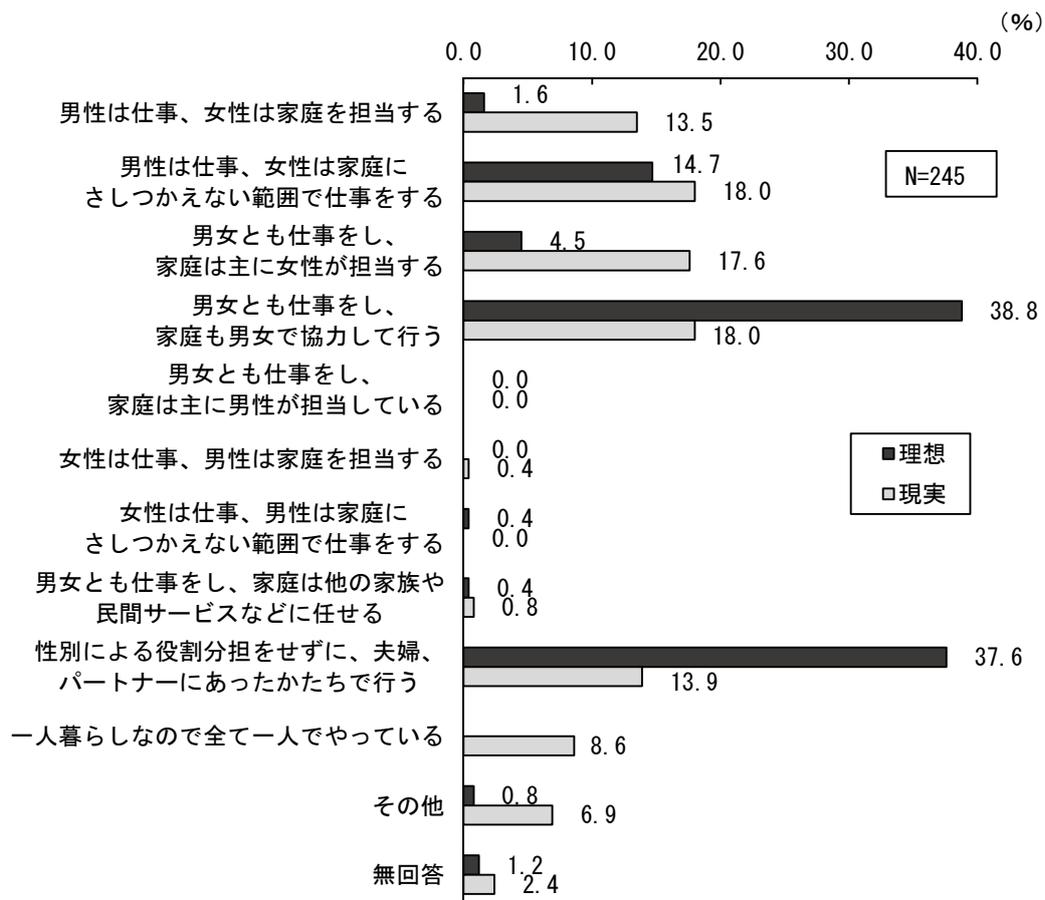
(前回調査)



仕事と家庭の役割分担については、理想では「男女とも仕事をし、家庭も男女で協力して行う」、「性別による役割分担をせずに、夫婦、パートナーにあったかたちで行う」が高くなっていますが、現実には理想よりも大幅に低くなっています。

しかしながら、「男性は仕事、女性は家庭を担当する」、「男性は仕事、女性は家庭にさしつかえない範囲で仕事をする」、「男女とも仕事をし、家庭は主に女性が担当する」を理想とする人は、合計しても2割程度で、男女共同参画の必要性が少しずつ浸透していることがうかがえます。

【図表 12】仕事と家庭の役割分担（理想と現実）



資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成 27 年）

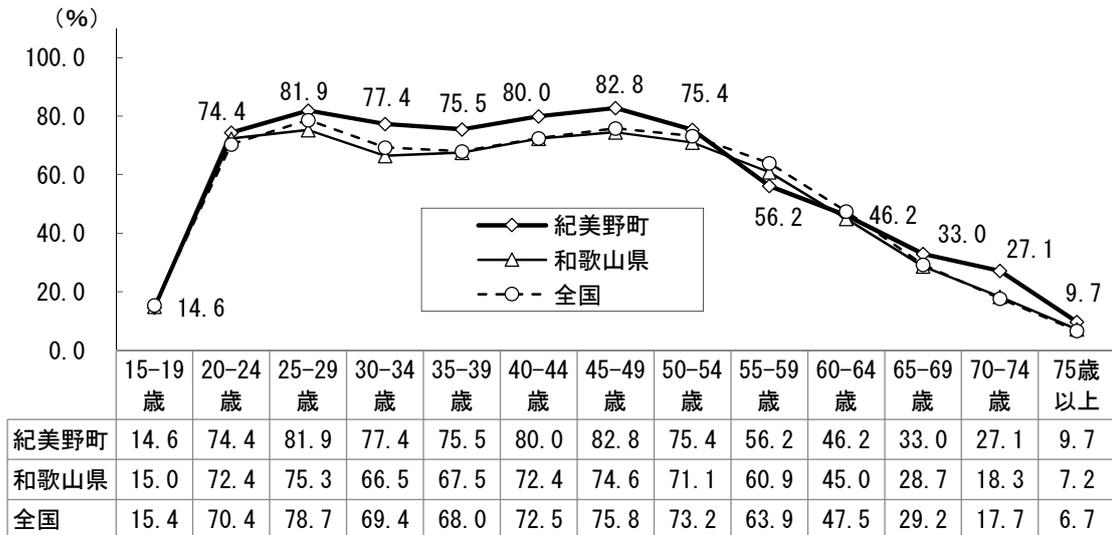
(3) 職場・地域・家庭における男女共同参画

①雇用・労働の状況

国、県、本町の女性の年齢5歳階層別労働力率をみると、本町は国、県に比べて高い割合を示しています。結婚・出産により一時的に労働力率が低下するM字カーブ*については、35-39歳で落ち込みがみられますが、著しい状況とはなっていません。

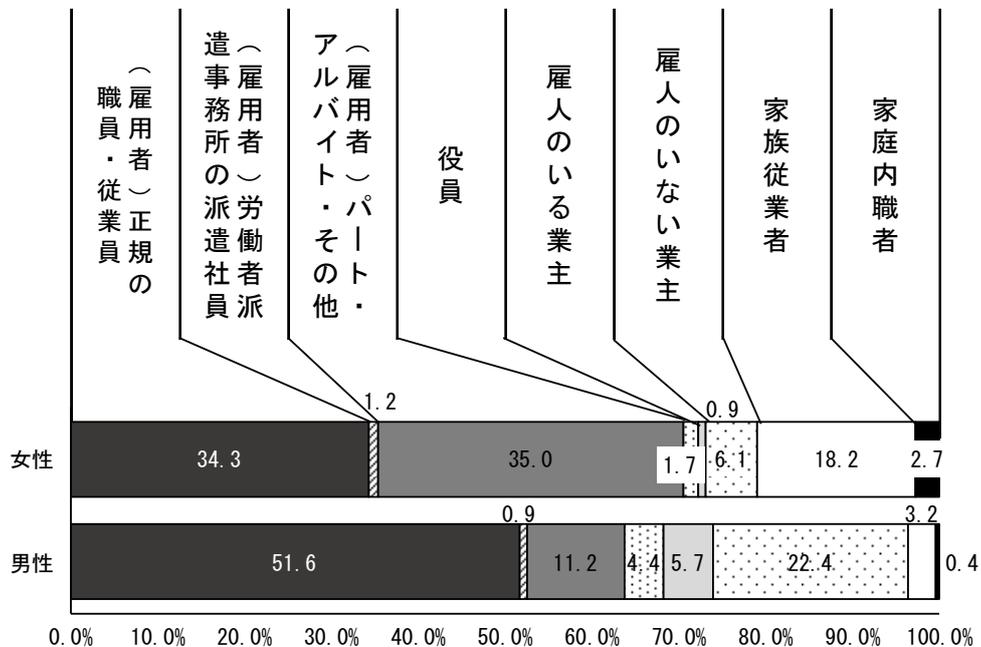
従業上の地位については、女性は「パート・アルバイト・その他」の割合が最も高くなっています。

【図表 13】 国、県、紀美野町の年齢5歳階層別労働力率



資料：国勢調査（平成22年）

【図表 14】 従業上の地位



資料：国勢調査（平成22年）

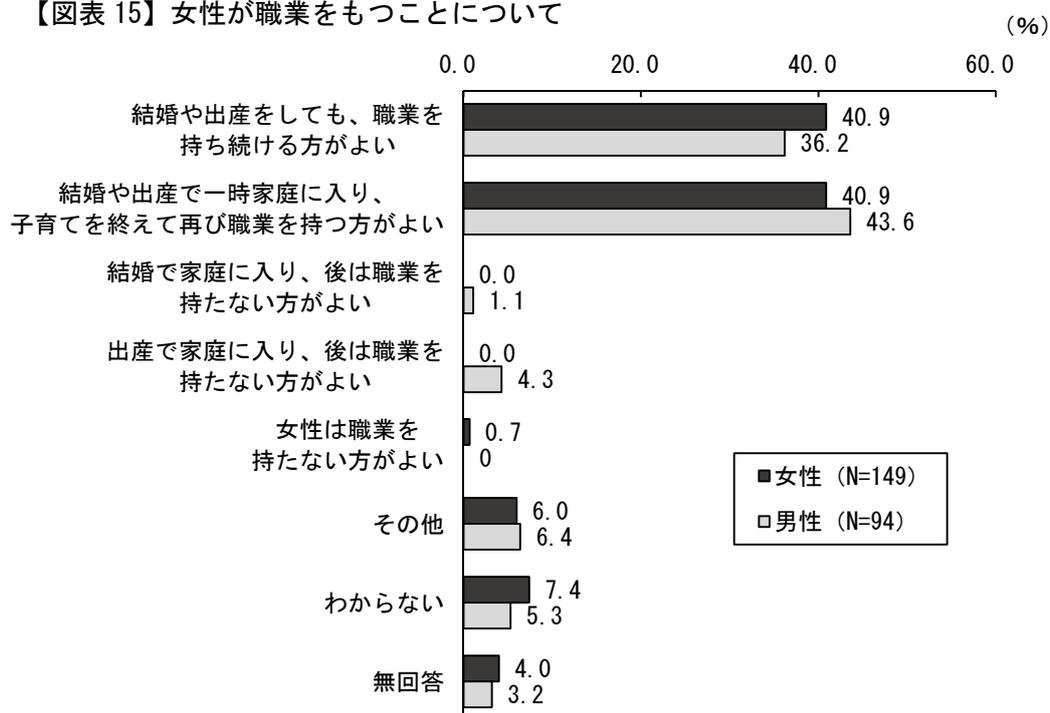
***M字カーブ** 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てがひと段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

住民意識調査結果によると、女性は「結婚や出産をしても、職業を持ち続ける方がよい」、「結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つほうがよい」がいずれも40.9%で最も高いですが、男性は「結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つ方がよい」が43.6%と最も高くなっています。

「働きたいと思ったときに気がかりになること」については、男性は「自分のしたい仕事に就けるか」が最も高くなっていますが、女性は「年齢制限」、「自分の健康状態や体力に不安がある」が最も多くなっています。女性は、子育てがひと段落して年齢が高くなってから仕事を再開する状況が伺えます。

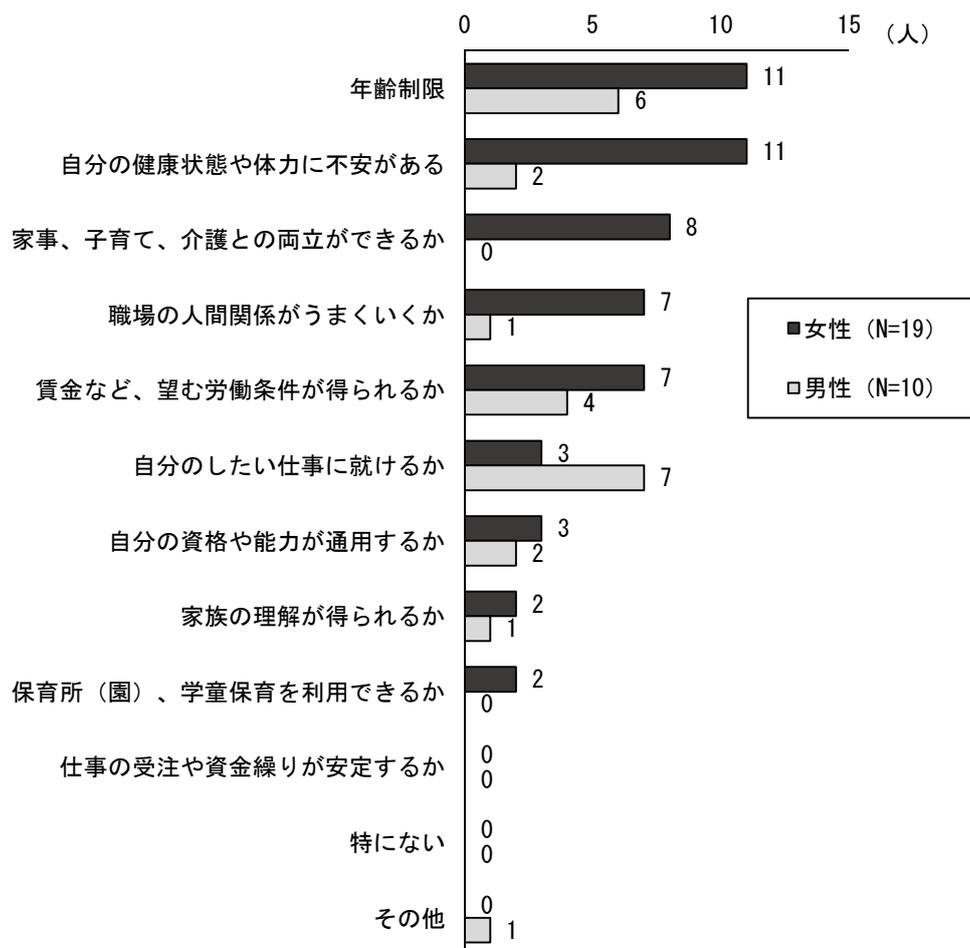
「男女が対等に働くために必要なこと」については、男女ともに「育児・介護休業など休暇を取りやすいようにする」が最も高くなっています。

【図表 15】女性が職業をもつことについて



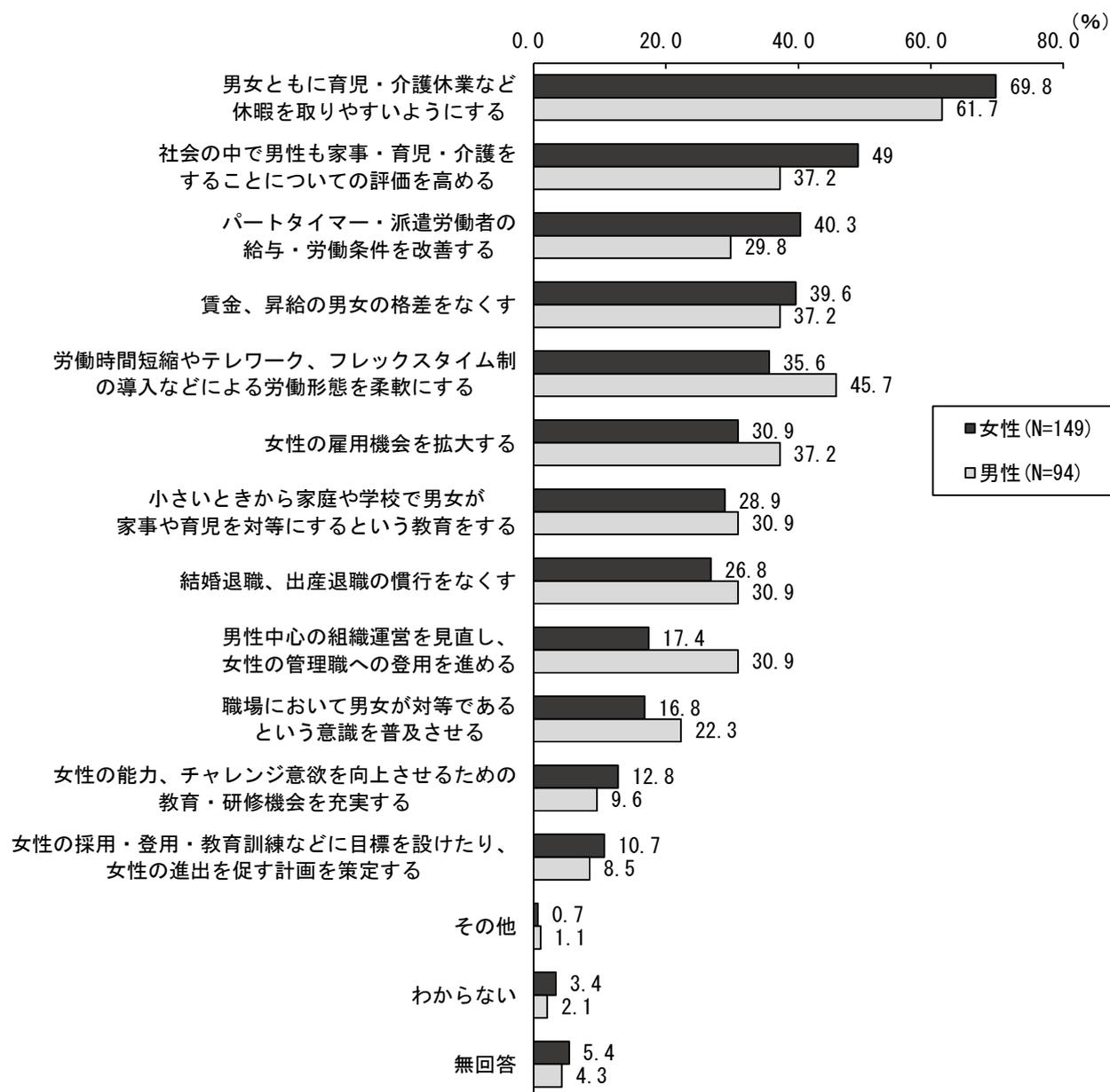
資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成27年）

【図表 16】働く上で気がかりなこと（無回答除く）



資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成 27 年）

【図表 17】 男女が対等に働くために必要なこと



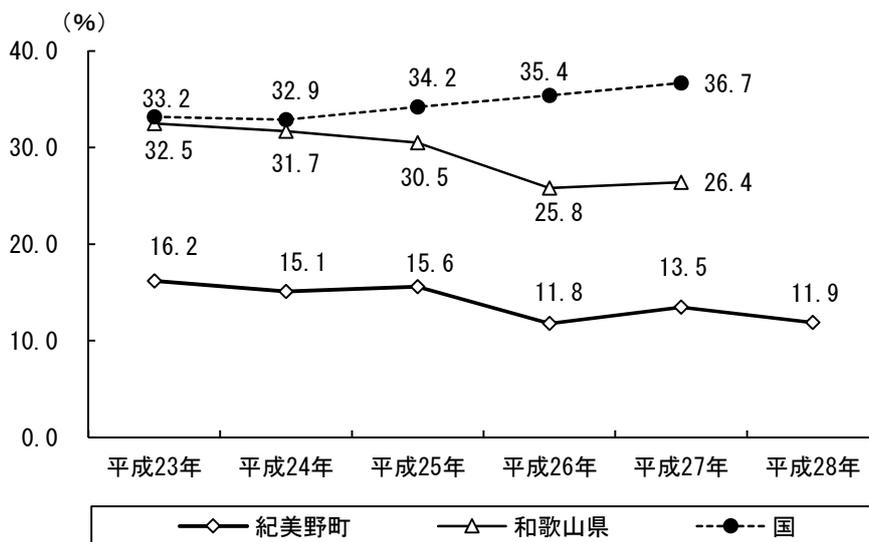
資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成 27 年）

②政策・方針決定過程における男女共同参画の状況

審議会委員に占める女性委員割合については、平成27年は13.5%と上昇したものの、平成28年には11.9%に低下し、国や県に比べると低い状況が続いています。

行政委員に占める女性の数についても、女性委員がない行政委員が4つあり、政策・方針決定過程に女性の参画が進んでいない状況となっています。

【図表 18】 審議会委員に占める女性委員割合



資料：紀美野町調べ

和歌山県男女共同参画の具体的施策の実施状況年次報告

国の審議会等における女性委員の参画状況調べ（内閣府）

【図表 19】 本町の行政委員に占める女性委員の数

行政委員会委員	総数	女性数
教育委員会	5人	2人
選挙管理委員会	4人	0人
公平委員会	3人	0人
監査委員	2人	0人
農業委員会	25人	2人
固定資産評価審査委員会	3人	0人

資料：紀美野町調べ（平成28年4月1日現在）

【図表 20】 町議会議員の女性の数

町議会議員の定数	女性議員の数
12人	1人

資料：紀美野町議会事務局

【図表 21】 本町の自治会長の総数と女性自治会長の数

	自治会長の総数	女性の自治会長の数
平成 24 年	64 人	7 人
平成 25 年	64 人	4 人
平成 26 年	64 人	5 人
平成 27 年	64 人	4 人
平成 28 年	64 人	3 人

資料：紀美野町調べ（平成 28 年 4 月 1 日現在）

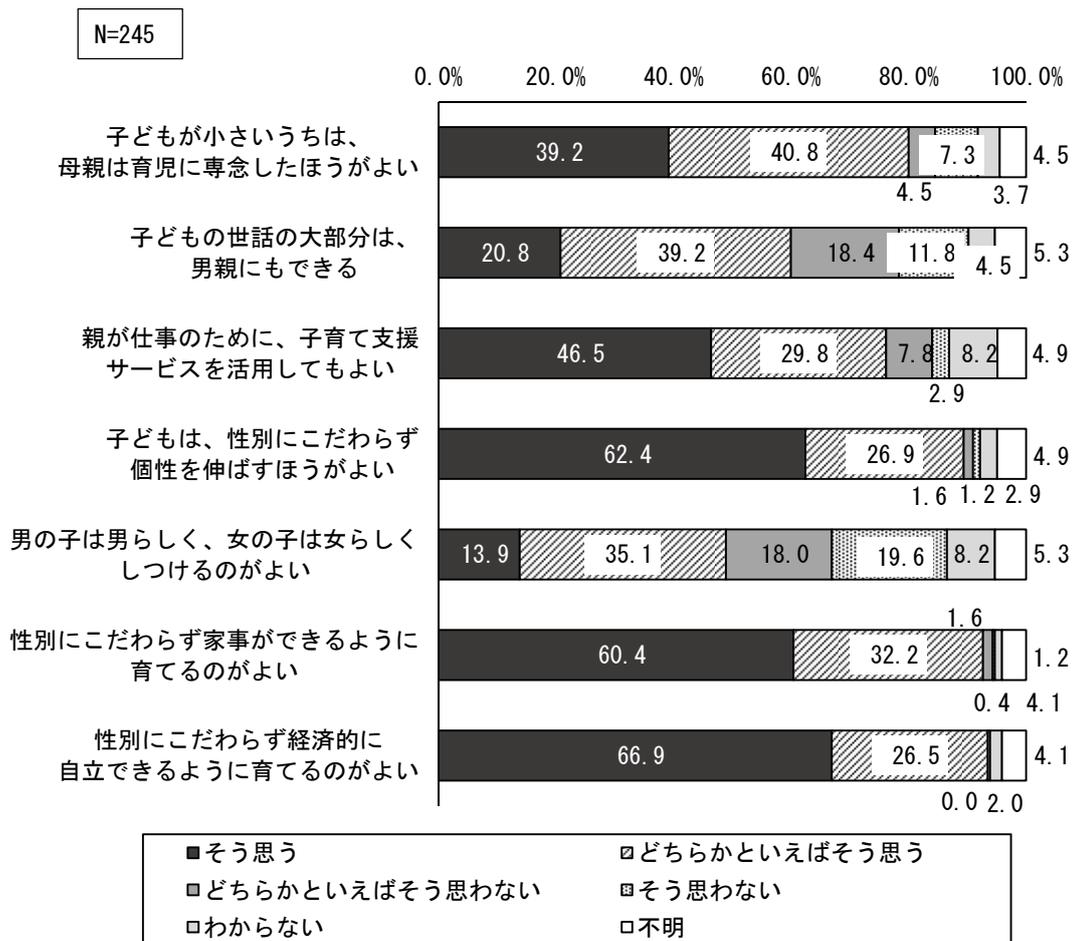
③子育て・介護についての男女共同参画への意識

①子育て

住民意識調査によると、「子どもが小さいうちは、母親は育児に専念したほうがよい」という回答は、肯定的な意見が80%を占めています。

子育てについての考えでは、「性別にこだわらず個性を伸ばすほうがよい」、「性別にこだわらず家事ができるように育てるのがよい」、「性別にこだわらず経済的に自立できるように育てるのがよい」で、いずれも90%前後の人が肯定的な意見を示しています。

【図表 22】子育てについての意識



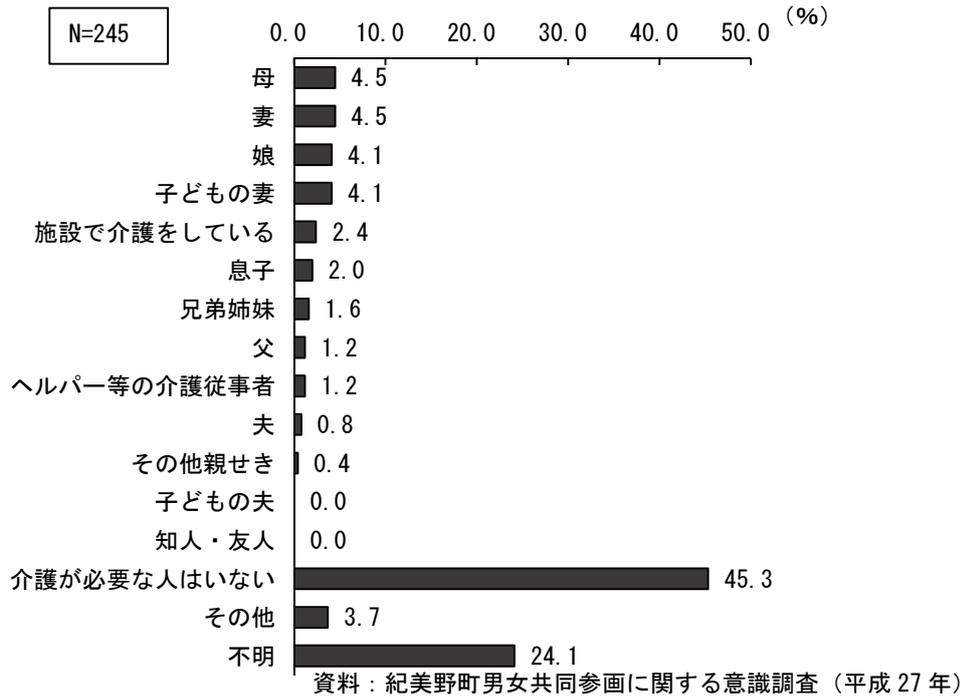
資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成 27 年）

②介護

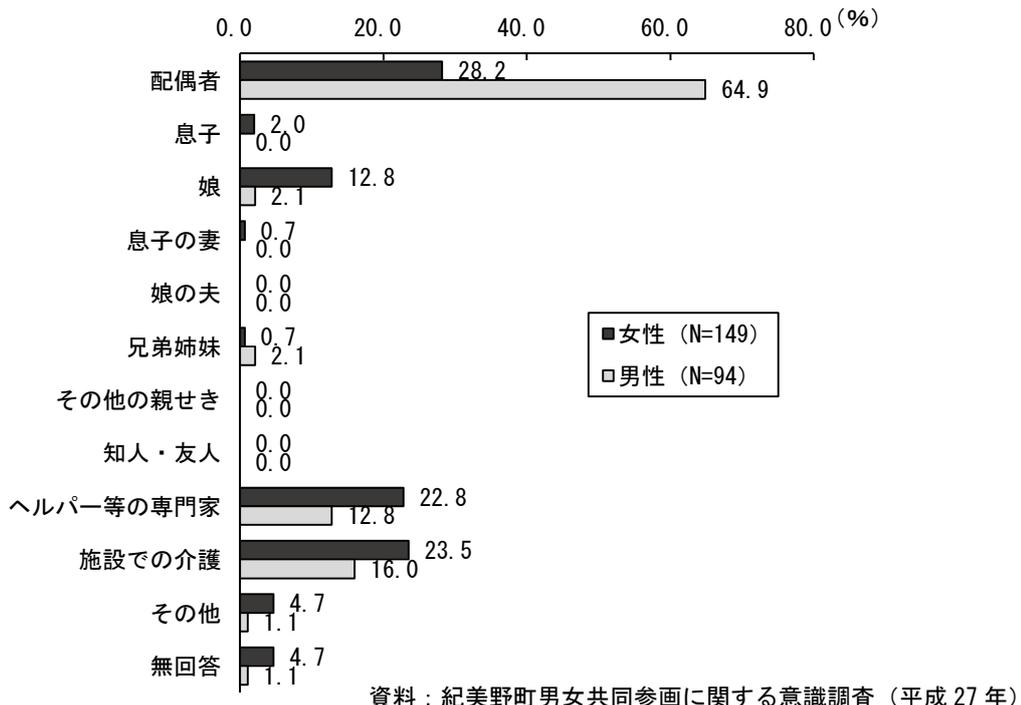
住民意識調査によると、介護を担っている人は、「母」や「妻」、「娘」、「子どもの妻」など女性が多いことが示されています。

介護をしてもらいたい人についても、男性は「配偶者」が64.9%と最も多くなっています。女性も「配偶者」が最も多く、28.2%となっていますが、「ヘルパー等の専門家」も22.8%、「施設での介護」も23.5%となっています。「息子の妻」という回答は、女性の0.7%、男性は0.0%とわずかで、嫁が介護するのはあたり前という時代から変わりつつあることが明らかになっています。

【図表 23】主な介護担当者



【図表 24】介護してもらいたい人

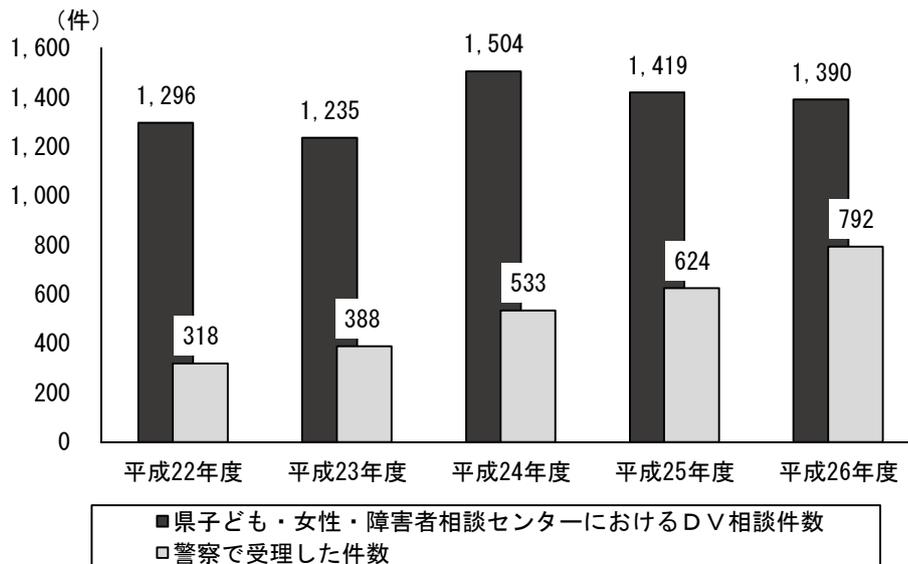


(4) 男女間の暴力

和歌山県子ども・女性・障害者相談センターにおけるドメスティック・バイレンス（DV）*相談件数は、平成24年度をピークにやや減少しています。しかしながら、警察に寄せられた相談件数は、年々増加しています。

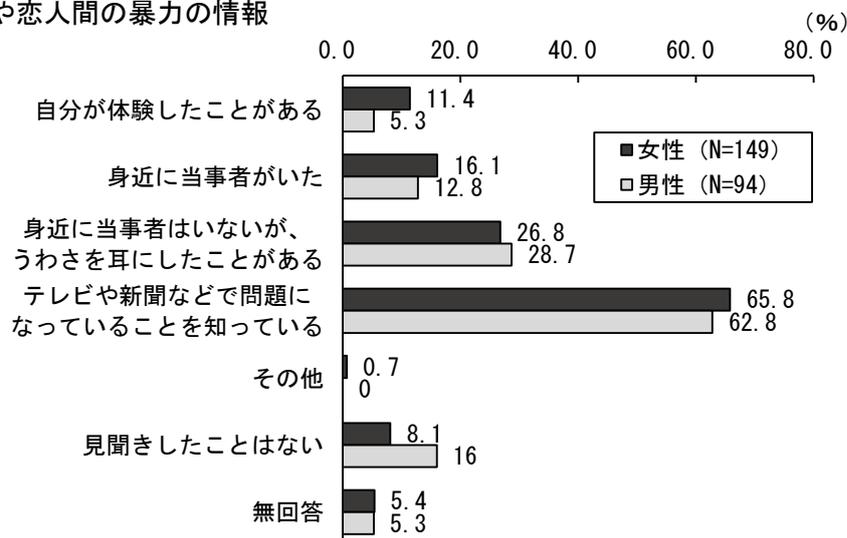
住民意識調査によると、DVについて知っているという回答は男女ともに60%を超えています。女性の16.1%が「身近に当事者がいた」、11.4%が「自分が体験した」と回答しており、男性よりも女性が多くなっています。

【図表 25】和歌山県におけるドメスティック・バイオレンス（DV）の相談件数の推移



資料：和歌山県調べ

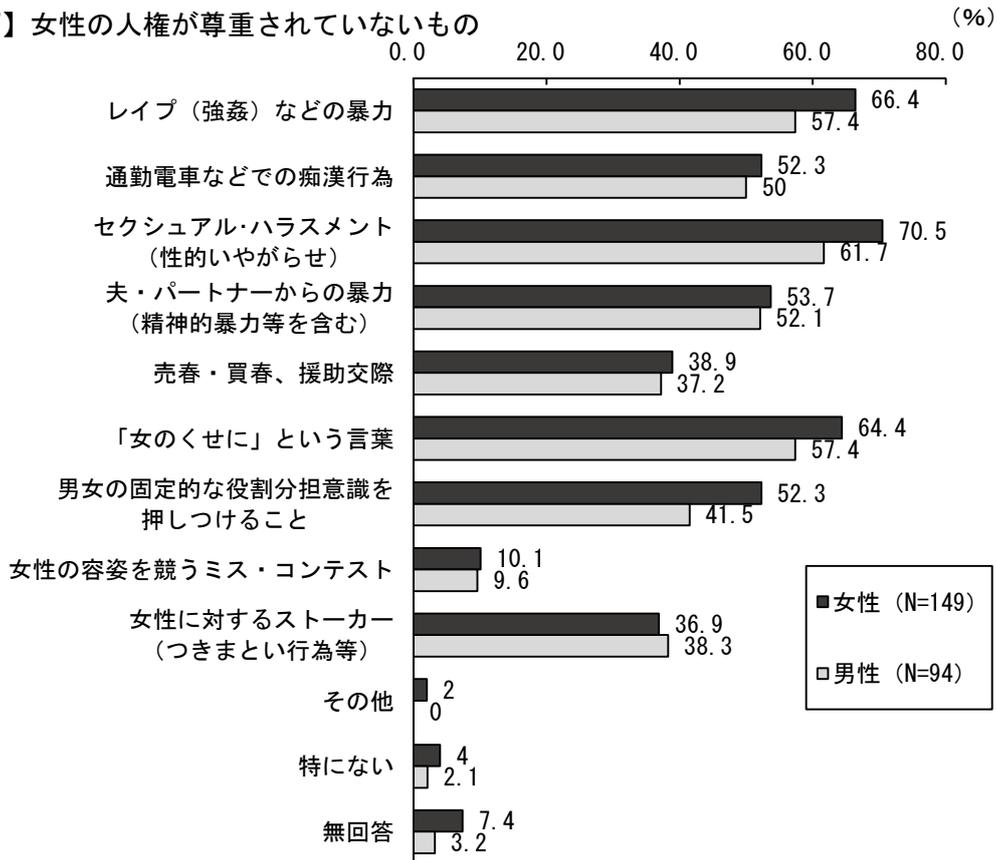
【図表 26】夫婦や恋人間の暴力の情報



資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査（平成27年）

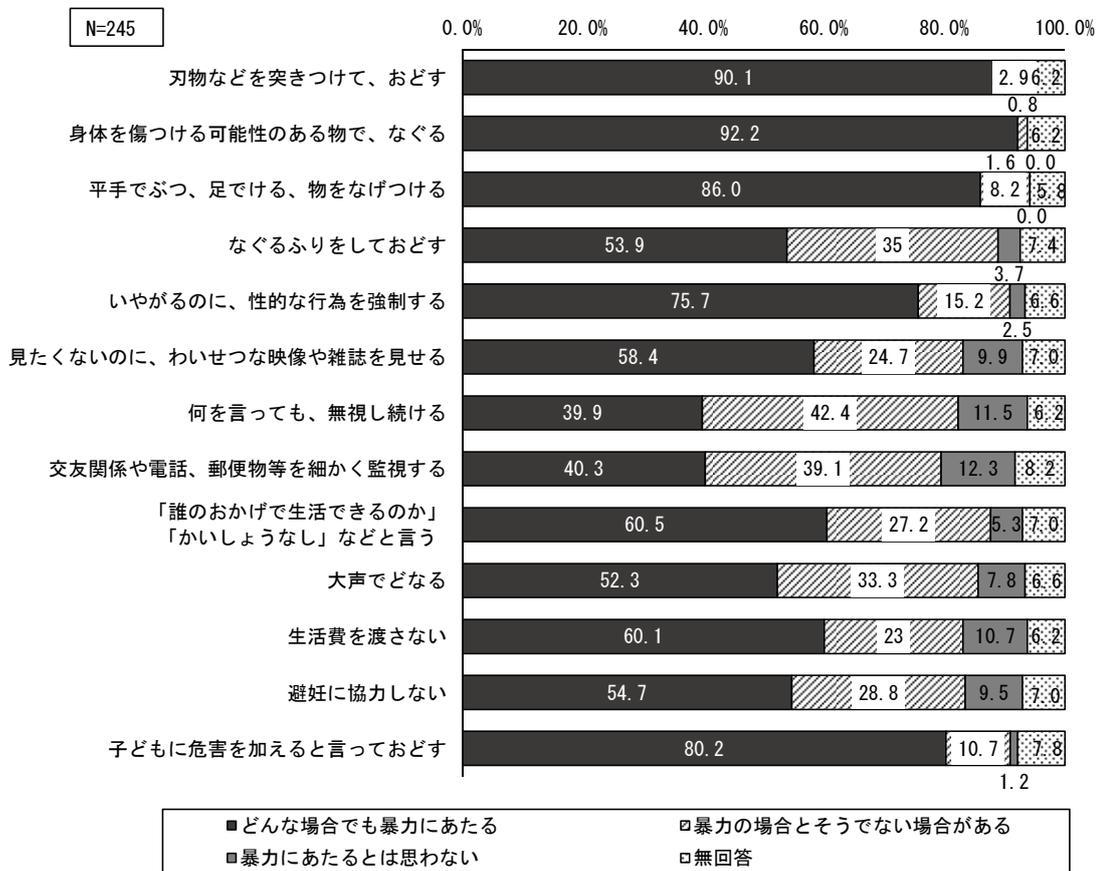
***ドメスティック・バイオレンス（DV）（配偶者からの暴力）** 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

【図表 27】 女性の人権が尊重されていないもの



資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査 (平成 27 年)

【図表 28】 暴力の認識について



資料：紀美野町男女共同参画に関する意識調査 (平成 27 年)

(5) 住民意識調査自由回答より

- 地域の祭りなどで、男性は座って、女性が食事や飲み物の世話をしているのは本当に腹立たしい。(40 歳代女性)
- 家庭においては男性も、姑も何もしない。古すぎる。(40 歳代女性)
- 女性だけに目を向けるのではなく、全体的な改善案が必要(20 歳代男性)
- 子どもたちには、自分の仕事に誇りを持ち、分担して家事ができるように育児をしている。(40 歳代女性)
- 女性自身が積極的に取り組む意識改革が必要。(60 歳代女性)
- 女性が下働き、男性はタバコを吸っていていいという意識を変えるための根気強い対応、アピールが必要。(60 歳代女性)
- 一人ひとりが個性を生かして生活していける社会の実現を目指してほしい。(50 歳代女性)
- 女性が強く、家庭では男性がかわいそうなケースも多い。(30 歳代男性)
- 働く女性や未婚の女性、子どものいない女性に対する偏見がある。不愉快な発言や無神経で差別的な発言にモラルのなさを感じることもある。(30 歳代女性)

2. 計画改定にあたって ～第1次計画の成果と課題～

第1次計画のもとで、男女共同参画に関する様々な施策に取り組んできました。

基本目標Ⅰ 男女共同参画をめざす人づくり

教育の場において男女共同参画についての学習に取り組んできましたが、住民意識調査結果をみると、「慣習・しきたり」や「政治の場」などで男性優遇を感じている人の割合が依然として高くなっています。政策・方針決定の場への女性の参画拡大についても、長期総合計画に審議会等への女性委員の登用についての目標値を定めていますが、依然として低い割合になっています。引き続き、学習の機会の提供や啓発活動などを推進する必要があります。

基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画環境づくり

男女雇用機会均等法についての啓発活動や、女性の社会進出を支える子育て・介護支援サービスの充実、仕事と家庭の両立支援に向けた啓発などに取り組んできましたが、住民意識調査においても女性は「結婚や出産で一時家庭に入り、子育てを終えて再び職業を持つ方がよい」という意見が40%を超え、依然として育児や介護は女性が担うものという意識が根強く残っています。職場においても、「男性が優遇されている」と感じている女性は50%近くを占めています。働く場における男女共同参画の推進を一層進めるとともに、それを支える社会福祉サービスを充実し、家庭においても男女共同参画の推進に向けて取り組む必要があります。

基本目標Ⅲ 男女相互の協力による豊かな暮らしづくり

男女がともに豊かに暮らせる地域づくりに取り組んできました。高齢者の介護予防事業やサロン活動、スポーツ活動などで一定の成果はみられますが、活動の固定化や会員の高齢化、新規入会者が少ないなどの課題もあります。65歳以上の高齢化率が44.2%（平成27年国勢調査）を占めていることから、健康寿命の延伸や介護予防に加え、健康で生きいきと暮らすための施策の充実が一層、求められます。また、障害のある人やひとり親家庭など、様々な困難を抱える人への支援も必要です。

基本目標Ⅳ 人権尊重の社会づくり

女性の性や健康についての学習を学校現場などで実施していますが、暴力防止に向けた取組は浸透していないのが現状です。住民意識調査結果によると、暴力の認識について、身体的な暴力は暴力と認識しているという回答が高くなっていますが、「何を言っても、無視し続ける」、「交友関係や電話、郵便物等を細かく監視する」といった社会的暴力については、暴力の認識が低いことがわかります。精神的な暴力や経済的なこともDV（ドメスティック・バイオレンス）にあたるという啓発を進めることが必要です。また、子どもたちの間に携帯電話が普及し、インターネットなど様々な情報媒体が増えていることから、メディア・リテラシー*の育成に一層、取り組むことが必要です。

*メディア・リテラシー メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のことです。

計画改定で求められる視点

①男女共同参画の視点での防災対策

東日本大震災やその後の大規模災害において、防災対策や避難所運営について女性の視点が必要とされることが課題になりました。これらを教訓に、防災の分野への女性の意見を反映できる取組が求められます。

②女性活躍推進法の推進計画としての位置づけ

政策・方針決定の場への女性の参画や、採用や昇格、賃金など、働く場における男女の機会均等と待遇を確保する取組が求められます。

③子ども子育て支援新制度や地方創生からの取組

子育て支援の充実や、女性の能力を発揮できる仕組みづくりが必要です。

④ワーク・ライフ・バランス*の実現

男女がともに、仕事と家庭の調和がとれた生活を営むことができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が必要です。

⑤生活上の困難に直面する男女への支援

生活困窮者自立支援法や子どもの貧困対策法が施行され、生活上の困難に直面する人たちの問題に取り組む必要があります。子どもの貧困対策法で、生まれ育った環境によって子どもの将来が左右されることがないように、教育の機会均等などへの対策が求められています。また、ひとり親家庭に対してだけではなく、様々な困難を抱える人への対策が必要です。

⑥男性に対する施策の充実

高齢化への対応や地域社会での男女共同参画を進める上で、男性に対する施策の充実が求められます。

⑦多様性を重んじる施策の実施

セクシュアル・マイノリティ*や多様な家族形態など、多様性を重んじる施策が求められます。

⑧インターネットにおける男女の人権の尊重

SNS*等の新しい情報発信技術の普及により、人権を侵害しない取組が必要です。

⑨ハラスメント防止に向けた取組

ハラスメント防止に向けて認識を深め、啓発を行うなどの取組が必要です。

***ワーク・ライフ・バランス** 仕事と家庭が両立しやすい雇用環境づくりのことで、少子化対策の一環として、企業は子育て支援などへの積極的な取組が求められています。

***SNS** 友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスをいいます。